

【平成30年6月27日公布】
【令和元年6月25日施行】

改正主旨

中層建築物における 木材利用の推進

- 中層建築物の壁・柱等について、すべて耐火構造とすることが必要
- 木造の場合、石膏ボード等の防火被覆で耐火構造を実現
- 木造であることが分かりにくく、木の良さが実感できないとの指摘



構造部材を「あらわし」としている
高知県森連会館
(2階建の事務所※)

※改正前基準で、2階建は耐火構造は不要

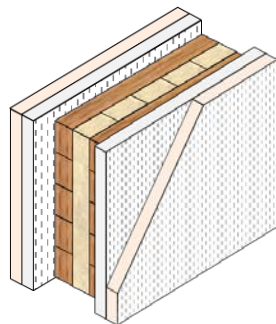
改正概要

①中層建築物※において構造部材である木材をそのまま見せる「あらわし」の実現

※改正後は、高さ16m超又は4階建て以上

改正前

すべての壁・柱等が
耐火構造

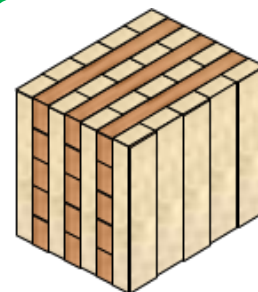


石膏ボード等で
防火被覆した木造の壁

同等の安全性
を確保

改正後

建築物全体の性能を総合的に評価することにより、耐火構造以外を可能に



- 通常より厚い木材による壁・柱等
- ・ 火災時も、燃え残り部分で構造耐力を維持できる厚さを確保

○ 消火の措置の円滑化のための設計

- ・ 延焼範囲を限定する防火の壁等の設置
- ・ 階段の付室（一定のスペース）の確保 など

例えば、4階建の事務所を燃えしろ設計で設計可能とする基準を整備（一定の区画ごとにスプリンクラーを設置、75分間準耐火構造とする等）

②耐火構造等としなくてよい木造建築物の範囲の拡大

改正前

高さ13m以下かつ軒高9m以下

改正後

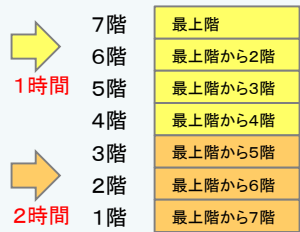
高さ16m以下かつ3階以下

延焼防止上有効な空地の確保

各部分の高さ ≤ 空地の境界線までの距離であること

【参考】耐火建築物に求められる構造方法

○ 建築基準法上、立地(防火地域又は準防火地域の別)及び用途(一定規模以上の特殊建築物)により、耐火建築物とする必要がある場合であっても、一定の被覆を設けることにより木造で建築が可能。

N階建	耐火建築物の主要構造部に求められる構造方法	
	原則	事務所、共同住宅、学校等の特例
3階建	1時間耐火構造	1時間準耐火構造
4階建	1時間耐火構造	
5～14階建	○上層【最上階から4階以内】 → 1時間耐火構造 ○下層【最上階から5階以下】 → 2時間耐火構造	7階建の例  7階 最上階 6階 最上階から2階 5階 最上階から3階 4階 最上階から4階 3階 最上階から5階 2階 最上階から6階 1階 最上階から7階
15階建以上	○上層【最上階から4階以内】 → 1時間耐火構造 ○中層【最上階から14階以内】 → 2時間耐火構造 ○下層【最上階から15階以下】 → 3時間耐火構造※	17階建の例  17階 最上階 16階 最上階から2階 15階 最上階から3階 14階 最上階から4階 13階 最上階から5階 12階 最上階から6階 5階 最上階から13階 4階 最上階から14階 3階 最上階から15階 2階 最上階から16階 1階 最上階から17階

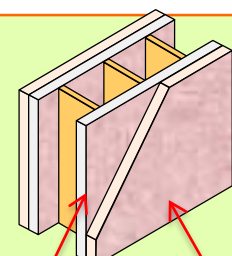
※ 3時間耐火構造は柱・はりに求められ、壁・床は2時間耐火構造で良い。

1時間準耐火

- 平成5年に木造を告示化
(例:石膏ボード24mm被覆の壁)
- 大臣認定の取得により、告示以外の仕様が可能

1時間耐火

- 平成26年に木造の壁を告示化
- 平成30年に柱、はり、床を追加し、全ての部位について木造を告示化
- 大臣認定の取得により、告示以外の仕様が可能



壁の告示仕様のイメージ

強化石膏ボード (21mm) 強化石膏ボード (21mm)

2時間耐火

- 木造についても、大臣認定の取得実績あり
(平成26年11月～)
- ※ 平成26年12月以降全ての部位(壁、柱、はり、床)で取得実績あり

防火被覆された木材の柱
(大臣認定のイメージ)



3時間耐火

- 木造についても、大臣認定の取得実績あり
(平成29年8月～)
- ※ 平成29年8月以降全ての部位(柱、はり)で取得実績あり

防火被覆された木材の柱
(大臣認定のイメージ)

